

件名	愛媛県警察職員賞じゅつ金授与条例の一部を改正する条例
主管課	監察官室
根拠法令等	通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成 18 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>地方公務員災害補償法の一部改正に伴う引用条項及び規定の整備</p> <p>1 障害者賞じゅつ金は、職員が、障害の状態（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表の第1級から第8級までの等級に該当する障害の状態をいう。）となつた場合において授与するものとし、その額は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 150px;">第29条第2項に規定する</span> <span>障害等級</span> </p> <p>2 この表の等級は、地方公務員災害補償法別表に定める等級の区分による。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 150px;">障害等級</span> <span>第29条第2項に規定する障害等級</span> </p> <p>3 この表の等級又は金額の決定については、地方公務員災害補償法第29条第2項から第6項までの規定の例による。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">障害等級</span> <span>第29条第5項から第8項まで及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第26条の5第2項</span> </p>	
施行	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>賞じゅつ金</p> <p>職員が、危害を加えられ、又は災害を被ることを予断できるにかかわらず、これを省みることなくその職務を遂行したことに基ついて、危害又は災害を受け、そのため死亡し、障害の状態となり、又は負傷し、若しくは病気にかかった場合で、その行為に功労があると認められるときに当該職員又はその遺族に授与される。</p> <p>賞じゅつ金の種類</p> <p>(1) 殉職者特別賞じゅつ金 上官の命を受け特に生命の危険が予想される地域に出動し、職員が死亡し、警察勲功章を授与された場合に授与</p> <p>(2) 殉職者賞じゅつ金 職員が死亡した場合に授与</p> <p>(3) 障害者賞じゅつ金 職員が障害の状態となった場合に授与</p> <p>(4) 傷病者賞じゅつ金 職員が負傷し、又は病気にかかった場合で、(1)から(3)の適用を受けない場合に授与</p> <p>賞じゅつ金授与状況</p> <p>殉職者 5 名、障害者 1 名、傷病者 2 名</p>	